

法人名 社会医療法人松藤会  
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

※医療法人整理番号

貸借対照表  
(令和 3年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,329,254	I 流動負債	1,036,217
現金及び預金	660,227	買掛金	80,798
事業未収金	625,231	短期借入金	431,840
たな卸資産	19,521	一年以内返済長期借入金	196,520
前払費用	9,211	未払金	234,888
その他の流動資産	15,064	未払費用	7,741
		未払法人税等	82
		未払消費税等	2,419
		前受金	9
		預り金	14,539
II 固定資産	1,853,900	賞与引当金	67,381
1 有形固定資産	1,682,004	その他の流動負債	-
建物	842,709	II 固定負債	1,975,644
構築物	3,452	長期借入金	1,421,671
医療用器械備品	-	退職給与引当金	546,986
その他の器械備品	127,647	その他の固定負債	6,987
車両及び船舶	0		
土地	705,020	負債合計	3,011,861
建設仮勘定	-	純資産の部	
その他の有形固定資産	3,176	科目	金額
2 無形固定資産	10,752	I 積立金	171,293
借地権	1,428	設立等積立金	432,280
ソフトウェア	9,267	繰越利益積立金	△ 260,987
その他の無形固定資産	57	II 評価・換算差額等	-
3 その他の資産	161,144	その他有価証券評価差額金	-
長期貸付金	10,208	純資産合計	171,293
その他長期貸付金	10,208	負債・純資産合計	3,183,154
長期前払費用	2,139		
保険積立金	110,035		
その他の固定資産	38,762		
資産合計	3,183,154		

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。  
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。  
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人松藤会  
 所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

※医療法人整理番号

損益計算書  
 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,780,375
2 事業費用		
(1)事業費用	3,554,639	
(2)本部費用		3,554,639
本来業務事業利益		225,736
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		106,841
2 事業費用		117,289
附帯業務事業利益		△ 10,448
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		215,288
II 事業外収益		
受取利息	1	1
III 事業外費用		
支払利息	6,413	6,413
経常利益		208,876
IV 特別利益		
固定資産売却益	76	76
V 特別損失		
固定資産除却損	841	841
税引前当期純利益		208,111
法人税・住民税及び事業税		94
法人税等調整額		-
当期純利益		208,017

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。  
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- ・たな卸資産  
最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法によっております。(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	2年～47年
構築物	7年～45年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	3年～15年
車両運搬具	3年～6年

#### ②無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(法人内使用分)については、法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度額相当額を計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与支払に備えるため、支払い見込額の当会計年度負担分を計上しています。
退職給付引当金	役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

#### 5. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

##### ① 補助金等の会計処理方法

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

##### ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については貸借処理によっております。

#### 6. 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

#### 7. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状態に関する事項

該当なし

#### 8. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 663,633 千円

建物 751,833 千円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

短期借入金 100,000 千円

一年内返済予定長期借入金 99,000 千円

長期借入金 826,700 千円

#### 9. 法第 5 1 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

##### (1) 法人である関係事業者

該当なし

##### (2) 個人である関係事業者

該当なし

## 10. 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

## 11. 重要な後発事象に関する事項

該当なし

## 12. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①有形固定資産の減価償却累計額 2,560,319 千円

②賃貸借処理したファイナンス・リース取引

(単位 千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
車両運搬具	31,279	15,747
什器備品	206,714	124,314
ソフトウェア	13,725	11,437
計	251,718	151,498

③補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

(単位 千円)

内容	交付者	損益計算書 影響額	貸借対照表 影響額(未収)
病院内保育所運営事業補助金	兵庫県	6,093	—
令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	兵庫県	11,950	—
令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分) 感染対策用購入品分	兵庫県	1,257	—
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業慰労金(コロナ対策分)	兵庫県	4,885	—
令和2年新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)	兵庫県	1,098	—

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金	厚生労働省	12,353	—
令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金	厚生労働省	10,200	10,200
その他		1,200	—